

変動金利定期預金【単利型】の商品概要 1/3

(自由金利型定期預金)

★利率は市場金利の動向に合わせて決定させていただきます。

★変動金利定期預金は 100 円からご利用いただけます。

項目	内容
名称または愛称	変動金利定期預金【単利型】
ご利用になれる方	個人および法人のお客様
期間	以下の方式のうち、いずれかをお選びいただきます。 ① 定型方式 1 年、2 年、3 年のいずれか * 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができます。 ② 期日指定方式 1 ヶ月超 3 年未満で、満期日をご指定いただけます。 * この場合、自動継続のお取扱いはできません。
預入方法等	① 預入方法:一括預入 ② 預入金額:100 円以上 ③ 預入単位:1 円単位
払戻方法	満期日以後、一括して払戻します。
預入金利	① 適用利率: > 変動金利となります。毎日の店頭表示の利率を適用します。 > 預入後 6 ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から 6 ヶ月毎に当金庫がお預入れの際に提示する自由金利型定期預金<M 型>6 ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 > 自動継続時の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ② 利払方法: > 中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月毎の応当日)以後および満期日以後に分割してお支払します。 なお、中間利払日にお支払する利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70%で計算します。 ③ 計算方法: > 付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割り計算で行います。 > 満期日以後の利率は、解約日または書替継続日における普通預金利率を適用いたします。

変動金利定期預金【単利型】の商品概要 2/3

(自由金利型定期預金)

項目	内容
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お受取利息について、次のとおりとなります。 >個人のお客様＝20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。（但し、マル優ご利用の場合は除きます）。 >法人のお客様＝総合課税となります。
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。法人等のお客様の場合も源泉徴収されます。個人のお客様でマル優等ご利用の場合、この特別所得税はかかりません。
手数料	-----
付加できる特約事項等	個人のお客様の場合、以下の項目を付加することができます。 >マル優でのお取り扱いができます。 >自動継続扱いについては、「総合口座」の担保としてセットできません（但し、未成年者を除きます）。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率となります。
中途解約時のお取り扱い	満期日前にご解約される場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および《別表》定期預金の中途解約利率表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および《別表》定期預金の中途解約利率表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに、元金をお支払いします。 なお、中間払利息をお支払いしている場合には、中途解約利息との差額を清算します。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター（9 時～17 時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総

変動金利定期預金【単利型】の商品概要 3/3 (自由金利型定期預金)

項目	内容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p>
その他参考事項	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様1,000万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

➢ご印章

➢ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等